

地域コミュニティ省エネ化推進事業補助金の概要

- 目的 温室効果ガスの排出抑制及びエネルギーの消費削減並びに物価高騰による負担軽減のため、町内公民館内の照明器具 LED 化、または省エネ空調機器取替にかかる費用に対し補助金を交付します。
- 申請対象 町内会または町内公民館
- 補助金額 補助率10/10 ただし、対象となる町内公民館あたり15万円を上限とします。
- 事業年度 令和7年度、令和8年度 ただし、令和8年11月末までに実績報告書の提出必須
- 対象経費 備品購入費 工事請負費
LED 照明器具への取替、または省エネ空調機器取替・新設
ただし「統一省エネラベル多段階評価:3.0 以上」への取替を条件とする

○事業イメージ例

- ①地区住民での協議にて、町内公民館の省エネ化を決定
- ②事業者2社から見積書をお願い
- ③補助金交付申請書作成(市民主役推進課へ提出) ➡補助金交付決定通知書が届きます
- ④工事実施 ※事業実施前後の写真を必ず撮影し、保管・保存してください
- ⑤実績報告書作成(市民主役推進課へ提出) ➡事業実施内容を確認します
- ⑥実績報告書の内容が確認できましたら、請求書記載の口座に補助金を振込いたします

○別紙を御一読いただき、不明な点等ございましたら、下記までご相談ください。

【問合先】 鯖江市市民生活部市民主役推進課 市民主役推進グループ TEL:0778-53-2214 Mail: Shuyaku@city.sabae.lg.jp

別紙 地域コミュニティ省エネ化推進事業補助金の取扱いについて

I 用語の意義

(1)LED照明 未使用のLED電球、LEDシーリングライト等

(2)空調機器 エアコン

(1)(2)ともに「統一省エネラベル多段階評価:3.0以上」への取替を条件とします。

(3)事業年度 令和7年度、令和8年度

令和7年度は、年度内工事完了見込みの場合のみ申請を受け付けます。

令和8年度においては、令和8年11月末までに実績報告書の提出を必須とします。

①交付決定日以前に着手済の事業に関する支出(見積発注、検収、納品、代金の支払等)は補助対象外である。

②補助対象経費となる基準を満たしていても、証拠書類(領収書等)がない等の理由により、補助対象経費として認められない場合があるので十分注意すること。

(4)対象となる町内公民館

近年公民館を新設するなどして「すでに照明器具のLED化等が図られている公民館」は対象外とします。また、児童センターと共用で使用している町内公民館についてはご相談ください。
詳しくは問合先にご確認ください。

II 留意事項

(1)この事業では、町内公民館内の既存の照明(LED照明を除く。)をLED照明に交換するなどし、交換前の照明、空調機器は適切に廃棄すること。

(2)事業者からLED照明、空調機器を購入し、または事業者からLED照明への交換、空調機器の取り付け工事を発注すること。

交付申請書へは、事業者2社からの見積書の添付を要件としています。

(3)この事業で対象となる工事等について、国、県、または市の他の補助金の交付を受けないこと。

III 補助率および上限額

(1)補助率 10/10

(2)上限額 対象となる町内公民館あたり15万円とする

補助対象経費が15万円未満の場合は、その額。15万円以上の場合は15万円となります。

IV その他

【令和8年3月2日改定】 「市内事業者」を「事業者」に改定